

東海市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、取組の基本となる事項を定めることにより、公契約の適正化、公共事業等の品質の確保、労働者の労働環境の整備及び地域の活力の向上を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市を当事者の一方とする契約であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 工事又は製造の請負、物件の買入れ、業務の委託その他の市が発注する案件に係るものであること。

イ 市の支出の原因となるものであること。

(2) 受注者等 次に掲げる者をいう。

ア 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者（以下「受注者」という。）

イ 下請等契約を締結する者

(3) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等が履行する公契約に係る業務に従事するものをいう。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

(4) 下請等契約 受注者その他の公契約を履行する者を当事者の一方とする契約であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該者が、他の者に対し公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するものであること。

イ 当該者が、公契約に係る業務に従事させることを目的として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供を受けるものであ

ること。

(基本理念)

第3条 公契約は、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- (1) 入札及び契約の過程において、透明性及び競争の公正性が確保されること。
- (2) 談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- (3) 契約の適正な履行が確保されること。

2 公契約は、その履行に係る公共事業並びにその履行により市に納入される物件及び市民、事業者その他の関係者（以下「市民等」という。）に提供される公共サービスの品質（以下「公共事業等の品質」という。）が確保されるものでなければならない。

3 公契約は、労働者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置が講じられるものでなければならない。

4 公契約は、次に掲げるところにより、地域の活力の向上に寄与するものでなければならない。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する多様な取組が促進されること。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者（以下「市内事業者」という。）が契約の相手方として積極的に活用され、その育成が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公契約に関する取組を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、基本理念にのっとり、公契約の相手方として社会的な責任が生ずることを認識し、法令を遵守するとともに、公契約の締結及び履行に当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 受注者等は、基本理念にのっとり、市が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(情報の公表)

第6条 市は、公契約に関し、市民等に説明する責任を果たすとともに、適正にその事務が行われていることを明らかにするため、入札及び契約の過程に関する情報、契約の内容に関する情報その他の入札及び契約に関する情報を公表するよう努め

なければならない。

- 2 市は、前項の規定による公表をするときは、市民等に広く情報を提供できるよう、適切な方法により行うものとする。

(契約条件の設定等)

第7条 市は、公契約を締結するに当たっては、次条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 価格、仕様、履行の期間その他の契約条件を適正に定めること。
- (2) 契約の性質又は目的に応じて、多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択するとともに、契約の相手方の選定に際し良好な地域社会の維持及び形成に資する取組の実施状況を勘案すること。
- (3) 市における契約の履行の時期の平準化を図るため、計画的に発注すること。

(価格の設定)

第8条 市は、公契約に係る予定価格を定めるときは、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、材料、労務等の取引の実例価格、契約条件等を考慮して積算することにより、これを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、公契約の申込みに係る価格を定めるときは、材料費、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めなければならない。

(下請等契約の締結)

第9条 受注者等は、下請等契約を締結するときは、各々の対等な立場における合意に基づき、価格、業務の内容、履行の期間その他の契約条件を適正に定めるよう努めなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の価格を定めるときについて準用する。この場合において、同条第2項中「受注者」とあるのは、「受注者等」と読み替えるものとする。

(受注者等の適正な履行等)

第10条 受注者等は、公契約の履行に当たっては、その体制を十分に確保し、これを適正に行うとともに、自らの有する能力、技術等を有効に活用して行うことにより、公共事業等の品質が確保されるよう努めなければならない。

(労働者の労働環境の整備)

第11条 受注者等は、公契約の履行に当たっては、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守するとともに、適正な賃金の支払

及び労働条件の確保その他の労働者の労働環境の整備を図るために必要な取組を実施するよう努めなければならない。

(報告及び調査等)

第12条 市長その他の市における公契約を締結する権限を有する者(以下「市長等」という。)は、その性質又は目的を考慮して規則で定める公契約に関し、前条の取組の実施状況を確認するため、受注者等に対し、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告の内容を確認し、又は同項の規定による調査をした結果、同項の取組の実施状況が労働者の適正な労働環境を確保するためには不十分であると認めるときは、当該受注者等に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを指導するものとする。

3 受注者等は、第1項の規定による報告の求め若しくは調査又は前項の規定による指導があったときは、誠実にこれらに応じるものとする。

4 前3項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(入札参加停止措置)

第13条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注者等に対し、入札への参加を停止する措置をとることができる。

(1) 前条第1項の規定による報告の求め又は調査に対し、正当な理由なくこれらに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査の公正な執行を妨げたとき。

(2) 前条第2項の規定による指導に対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(市内事業者の受注の機会の増大の努力等)

第14条 市は、公契約を締結するに当たっては、予算の適正な執行に留意し、及び競争の公平性の確保に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約の履行に当たり下請等契約の相手方を選定するとき又は材料等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めるものとする。

(その他の取組)

第15条 市及び受注者等は、第6条から前条までに定めるもののほか、基本理念の実現に資するために必要な取組を実施するよう努めるものとする。

(指定管理者の指定の手續等に関する事務に係る取扱い)

第16条 市長及び教育委員会は、市の公の施設の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところによりこれらの者が指定するものに行わせるときは、基本理念を踏まえ、この条例に定める公契約に係る取扱いに準じて、その指定の手續等に関する事務を行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、この条例の施行の日以後に締結する公契約について適用する。